

武市総第53号

平成26年4月22日

様

武雄市長 樋渡啓祐



異議申立てに対する決定について（通知）

平成25年12月29日付けで提起された公文書の不開示決定に係る異議申立てについては、平成26年4月22日付武市総第52号により決定したので、決定書の謄本を送付いたします。

決 定 書

異議申立人 住 所

氏 名

年 齢

異議申立人から平成25年12月29日付けで提起された武雄市情報公開条例（平成18年条例第11号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定による不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）については、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申立てを棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 事 実

公文書の開示請求から武雄市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の答申までの経過は、次のとおりである。

- 1 異議申立人は、平成25年12月3日に、条例第6条第1項の規定により実施機関（武雄市長）に対し、「武雄市公式ホームページ、公式 Facebook へのアクセス数の推移を記録した文書」（以下「対象公文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、平成25年12月18日に、本件開示請求に対して、条例第9条第1項の規定により本件処分（平成25年12月18日付け武市フ第182号）を行った。
- 3 異議申立人は、平成25年12月29日に、本件処分に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により本件異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成26年2月27日に、本件異議申立てについて、条例第13条第1項の規定により審査会に諮問した。審査会は、同日、当該諮問案件について審議した。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、対象公文書の全部を開示するよう求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由の要旨は、武雄市公式フェイスブックページ及び武雄市HOMEのアクセス数は、市職員が職務上取得し採録した電磁的記録であり、公式ホームページ及び公式Facebookの運営の為に組織的に用いていることは明白であることから、本件処分は条例の適用を誤っている、というものである。

第3 決定の理由

実施機関は、本件異議申立てに対し、審査会の答申に基づき審査を行った結果、行政不服審査法第47条第2項の規定により主文のとおり決定する。決定の理由は、答申における審査会の判断と同様であるので、答申の写しをここに添付する。

平成26年4月22日

武雄市長 樋渡啓祐



(添付書類)

答申第1号(写) 1部

教 示

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、武雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

本書は、決定書の謄本である。

平成26年 4月22日

武雄市長 樋渡 啓祐

